

(第1号様式)

活動分野	<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震	<input type="checkbox"/> 被災者住宅支援	<input type="checkbox"/> バリアフリー	<input type="checkbox"/> その他一般
	講習会受講年度 (平成 年度) 修了番号	講習会受講年度 (平成 年度) 修了番号	講習会受講年度 (平成 年度) 修了番号	講習会受講年度 (平成 年度) 修了番号
活動を希望する分野の□にチェック(レ印)をしてください。				
<b>アドバイザー名簿登載(更新)申請書</b>				
私は、「アドバイザー」として、制度実施要綱第4条に規定する倫理綱領を遵守することを誓約し、 アドバイザー名簿(みえの住まいの人財バンク)への登載および公開を希望します。				
平成 年 月 日				
三重県県土整備部長 あて				
(フリガナ)			建築実務年数	_____年
氏名				
連絡先※1	〒 _____ _____市・郡 _____町		非公開希望※2	
	※市町名は原則として常に公開させていただきます。		<input type="checkbox"/>	
	TEL _____ - _____ - _____		<input type="checkbox"/>	
	FAX _____ - _____ - _____ )		<input type="checkbox"/>	
電子メール _____ @ _____		<input type="checkbox"/>		
□携帯電話向けメールを希望※3				
(フリガナ) 勤務先の名称 (事業所名・屋号等)			<input type="checkbox"/>	
建築士事務所 登録番号			<input type="checkbox"/>	
建築関係資格 お持ちの資格を 記載してください	<input type="checkbox"/> 1建築士 <input type="checkbox"/> 2建築士 <input type="checkbox"/> 木建築士 <input type="checkbox"/> 1建施士 <input type="checkbox"/> 2建施士 <input type="checkbox"/> _____ 級 技能士 <input type="checkbox"/> 増改員 <input type="checkbox"/> その他建築関係資格( _____ )		<input type="checkbox"/>	

※1 県民の方からの相談依頼、県からのお知らせ等で連絡の取れる住所をご記入下さい(ご自宅または勤務先)。

※2 インターネットによる公開を希望しない方は、「非公開希望」欄にチェックを入れてください。ただし、氏名、市町名(「津市」、「度会町」等)は原則として常に公開とさせていただきます。

※3 県からのお知らせを配信する際、携帯電話向けのメールを希望する方は、□に印を入れてください

申込先 三重県県土整備部住宅課住まい支援班

FAX:059-224-3147

E-mail:jutaku@pref.mie.jp

(第1号様式裏面)

## 三重県ゆとりある住まいアドバイザー倫理綱領

1. 私は「アドバイザー」として、ゆとりある住まいづくりの促進のため、相談業務を通じて、県民の福祉の向上に努めます。
2. 私は「アドバイザー」として、誠実に業務を行い、関係法令を遵守します。
3. 私は「アドバイザー」として、住宅の設計・施工等に必要な知識の習得及び技術の維持向上に努めます。

### 建築関係資格一覧

資格の種類	根拠法令	種別	表示略称
建築士	建築士法	1級・2級・木造	1建築士 2建築士 木建築士
建築施工管理技士	建設業法	1級・2級	1建施士 2建施士
電気工事施工管理技士	建設業法	1級・2級	1電施士 2電施士
管工事施工管理技士	建設業法	1級・2級	1管施士 2管施士
電気工事士	電気工事士法	第1種・第2種	1電工士 2電工士
建築設備士	建築士法	—	設備士
建築積算有資格者	建設省告示918号	—	
インテリアプランナー	建設省告示918号	—	
インテリアコーディネーター	通産省告示427号	—	
建築大工技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1建技能士 2建技能士
左官技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1左技能士 2左技能士
とび技能士	職業能力開発促進法	1級・2級・3級	1と技能士 2と技能士 3と技能士
型枠施工技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1型技能士 2型技能士
タイル張り技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1タ技能士 2タ技能士
れんが積み技能士	職業能力開発促進法	—	れ技能士
ブロック建築技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1ブ技能士 2ブ技能士
かわらぶき技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1か技能士 2か技能士
ガラス施工技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1ガ技能士 2ガ技能士
カーテンウォール 施工技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1カ技能士 2カ技能士
サッシ施工技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1サ技能士 2サ技能士
建具製作技能士	職業能力開発促進法	1級・2級	1建具技能士 2建具技能士
増改築相談員	—	—	増改員

※ 増改築相談員とは、国土交通省と厚生労働省が連携している「高齢者の住みやすい住宅増改築・介護機器相談制度」における資格で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが認定したものをいう。